

第1389回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成30年2月15日 木曜日  
開会 10時00分 閉会 11時30分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀  
委 員 奥野 史子  
委 員 鈴木 晶子  
委 員 高乗 秀明  
委 員 笹岡 隆甫

4 欠席者 委 員 星川 茂一

5 傍聴者 0人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1388回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案1件、報告2件

イ 非公開の承認

報告2件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件、訴訟及び不服申立てに関する案件のため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

## 議第36号 京都市立総合支援学校小学部・中学部教育課程移行措置要領について

(事務局説明 伊藤 総合育成支援課長, 北福 総合育成支援課指導主事)

新たな特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の移行措置に関する省令・告示を受けて作成した、京都市立総合支援学校小学部・中学部教育課程移行措置要領について御説明させていただきます。

新学習指導要領の実施スケジュールについては、小中学校に準じて、小学部が32年度、中学部が33年度に全面実施され、移行措置については30年度からの実施となる。小中学校はすでに11月に教育課程編成要領・移行措置要領を議決いただいているが、特別支援学校学習指導要領については、移行措置に関する省令・告示が12月末であり、小中学校より5か月遅れている。また、新特別支援学校学習指導要領の国による「解説編」の公表もまだされていない状況であることから、本来は小中学校と同様に、教育課程編成要領と移行措置要領を同時に議決頂きたかったところであるが、京都市立総合支援学校教育課程編成要領については、国による「解説編」公表後、その内容を確認の上、30年度中に策定予定である。

移行措置要領は、第1章～第8章までの章立てとなっている。第1章「総則」の第1節の部分で、今回の移行措置の核となる基本方針について示している。以降、第1章第2節以下では、昨年4月28日に公示された新学習指導要領やそれに伴う文部科学省説明資料等から、重要事項を抜粋して改訂の趣旨及び内容について示している、という構成である。

今回の新学習指導要領の改訂のポイントは、「社会に開かれた教育課程の実現」、「育成を目指す資質・能力の3つの柱」、「主体的・対話的で深い学び」、「カリキュラムマネジメントの確立」等、初等中等教育全体における改善・充実の方向性が重視されている。当然ながら、小中学校で重視されているこれらのポイントは特別支援教育でも非常に大切であることから、特別支援学校学習指導要領においても重視されている。2つ目に、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視する、というのも今回の改訂の大きなポイントである。教育内容等の主な改善事項の要点については、資料に示させていただいているが、特に自立活動のポイントについて御説明させていただく。

「自立活動」というのは、子どもたちの障害による学習上又は生活上の困りにアプローチする指導であり、特別支援学校に特別に設定された指導領域だが、小中学校等における育成学級や通級指導教室においても取り入れられている。今回、自立活動について改訂された主な点として、6区分中の「1 健康の保持」の「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」という項目が新設になっている。これは、子ども自身が自分の障害や特性、そこからくる現実的な困りをよく知って理解する、自分のできないことや苦手なことだけではなく、いいところも含めて、よりよく自分を理解し、その上で「自分がここは苦手だけれどもこんな工夫があればこんなことがで

きる」というように、自分から生活環境に働きかけ、より過ごしやすい環境を整える力を身に付ける、という内容である。また、「4 環境の把握」の「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」や「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関すること」が改訂されている。指導者が一方的に自立活動の指導内容を決めて行うのではなく、子ども自身も自分についての理解を深めて、指導者との対話の中で学びを深めるということが、自立活動の指導においてとても重要なことであるが、この点を如実に反映した項目が新たに設定されたというのが大きなポイントである。

最後に、京都市立総合支援学校小・中学部における移行措置のポイントを御説明させていただく。基本的に、文科省が示す移行措置の内容と同様の内容であり、例えば総則・特別活動・自立活動・総合的な学習の時間は、小・中学部とも30年度から新学習指導要領により実施する。教科については、知的障害のある児童生徒については、全部あるいは一部を新学習指導要領によって実施できる。知的障害のない児童は、主に桃陽総合支援学校の児童生徒になるが、30年度から全ての教科において新学習指導要領及び京都市立小学校移行措置要領に準じて実施することとなる。

(委員からの主な意見)

【鈴木委員】 説明の中で「インクルーシブ教育システム」という言葉があったが、移行措置要領の中にもこの文言が入っているのか。ドイツにおいてはカリキュラムも含めてフルインクルーシブであるが、日本ではそうではない。しかし「インクルーシブ教育システム」という言葉は出てくる。この言葉と実際の状況とはどういった関係性なのか。

【事務局】 「インクルーシブ教育システム」は例えば「第8章 自立活動」の記述の中にもある。本市としては、国と同様に、平成19年から特別支援教育の推進の中で、インクルーシブ教育システムの推進を図っていくという考え方を取っている。いわゆる障害種別で分けてしまうのではなく、個々の児童生徒の学習上の困難に焦点を当てている。小中高等学校においても、発達障害の児童生徒が増加しているが、原則として当該学年の教育課程で学習するものの、学習上の困難に焦点を当てて、通級指導等を行っている。その際の指導については、支援学校が積み重ねたノウハウを活用している。

【高乗委員】 前書きにもあるように、京都市においては新指導要領の方向性・内容を先駆的に実践しており、むしろ京都市の取組が反映されているともいえる。素晴らしいと思うが、同時に課題もあると思う。今後、どのようなことに力を入れて取り組んでいく方針なのか。

【事務局】 総合支援学校の障害の重度重複化、特に人工呼吸器使用等の高度な医療的ケアを必要とする子どもたちの教育が大きな課題である。小学校においても、重篤な心疾患や小児がん等、医療の進歩により従来は在宅で過ごし

ていた児童が入学してきている。保護者だけではなく、医療や福祉との連携がより重要になってくると考えている。

一方で、30年度から高等学校における通級指導が始まる。大学においては障害のある学生へのサポートが充実してきているが、高等学校段階はまだ道半ばであり、生徒本人の障害受容が難しい部分もある。今後、従来からの総合支援学校のノウハウを活かしつつ、発達障害のある生徒への対応についてのアプローチを、実践を通じて行っていきたい。

【高乗委員】 新学習指導要領の改訂のポイントの「自立と社会参加に向けた充実」の中に、「生涯学習への意欲を高めることや障害を通じてスポーツや文化芸術活動に親しむ」という内容があるが、呉竹総合支援学校で、文科省の委託を受け、生涯学習の充実の視点から、地域の方々の協力もいただいて余暇活動を実施している。呉竹総合支援学校の場合は、文科省の委託や地域からのサポートもあり、うまくいったと思うが、こういった取組を他の支援学校で実施するのはハードルが高いのか。何か今後のプランがあるのか。呉竹総合支援学校では、地域の写真サークルの方に教えてもらうのではなく、生徒がその写真サークルと一緒に活動していた。これは自立のひとつのあり方だと思う。こういった形の活動を広げて行ってほしい。

【事務局】 今年度から、まさに呉竹総合支援学校において、おっしゃっていただいた余暇活動等の取組を中心として、障害のある子どもたちの生涯学習の充実に向けたスポーツや芸術の取組を行うとともに、その取組に地域の方等にも参加いただき、総合支援学校で共に活動することで、共生社会実現の一步とすることを目的に「Specialプロジェクト2020体制整備事業」を行っている。また、他の地域制総合支援学校においても、日本画家の方に来ていただいて、芸術活動の推進を行っているところ。今後も、京都市の関係局等とも連携しながら、呉竹総合支援学校で培った知見を他の総合支援学校にも広げていきたいと考えている。

【笹岡委員】 総合支援学校の生徒の卒業後の進路はどうなっているのか。在学中にそういった余暇活動等に親しんでも、卒業後には場所を失ってしまうということはないのか。総合支援学校の児童生徒数も増加していると聞いているが、そういった取組を継続できるようにすることが大切だと思っている。

【事務局】 卒業後は、就職する生徒もいるし施設等に入る生徒もいる。施設等に入ってしまうと、活動の場を失うケースがあるのは事実。「天才アートKYOTO」の取組も、活動の場を確保するためのものであり、展覧会や物販を通じて、社会に繋がる取組である。今後、既存の様々な取組とのコラボレーション等も検討しており、障害のある方の社会との接点、活動の場を広げていきたい。

(議決)

教育長が、議第36号「京都市立総合支援学校小学部・中学部教育課程移行措置要領について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の報告2件について、会議を非公開とすることを宣言。

報告2件について、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件、訴訟及び不服申立てに関する案件であり、非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

2月11日 第32回京都市小学校大文字駅伝

2月8日～2月11日 銅駝美術工芸高等学校 第12回アートフロンティアコース後期作品展

2月13日 平成29年度海外行政調査報告会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長